

見積り合わせに関する公告

下記のとおり見積り合わせに付します。

平成24年1月24日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 國友 優



記

1. 見積り合わせに付する事項

- (1) 委託業務名称 不動産の価格にかかる鑑定評価(その2)
- (2) 対象財産 鹿児島県鹿児島市東桜島町732-3
土地 : 196㎡
- (3) 業務の仕様 仕様書のとおり
- (4) 履行期限 平成24年3月8日(木)
- (5) 提出場所 仕様書のとおり

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、「特別の理由がある場合」に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における資格の種類「役務の提供等」において「A」「B」「C」「D」いずれかの等級に格付けされ、営業品目に「調査・研究」を含む者で、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、参加申込書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、同様の参加資格を有することが確認できる者。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において各省各庁の競争参加資格の再認定を受けている者(再認定後の競争参加資格による)。
- (5) 九州地方整備局長から役務の提供において指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中に該当しない者。
- (6) 九州地方整備局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等九州地方整備局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (7) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条第1項に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であつて、過去5年以内に同法に基づく監督処分を受けていない者。
- (8) 対象不動産の評価を主として担当する不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)において、公告日より過去3年間に評価実績を有する者。
- (9) 鹿児島県内に本店又は支店等営業所が存すること。
- (10) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 見積り合わせ参加説明書の交付を受けた者であること。

3. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 経理課 上席専門職

電話:0994-65-2542(内線520)

FAX:0994-65-9524

4. 見積り合わせ参加説明書等の交付期間、場所

(1) 交付期間

平成24年1月24日(火)～平成24年2月1日(水)

(2) 交付場所

上記3に同じ

(3) 受付時間

9時00分から17時00分(なお、土曜日及び日曜祝日を除く。)

なお、郵送により交付を受ける者は、郵送料を別に必要とする。

5. 参加申込書及び参加要件報告書の提出期限、場所

(1) 提出期限

平成24年2月1日(水)17時00分まで

(2) 提出場所

上記3に同じ

(3) 受付時間

9時00分から17時00分(なお、土曜日及び日曜祝日を除く。)

所定の場所に期限までに到達しない場合には、無効となりますので郵送により提出する場合には特に注意して下さい。

6. 参加申込書及び参加要件報告書の審査等

所定の期限、場所に提出された参加申込書及び参加要件報告書により、競争参加資格等について審査を行い、審査結果を参加者に通知する。

7. 見積り合わせ日時、場所

(1) 日時

平成24年2月13日(月) 11時00分から

(2) 場所

大隅河川国道事務所 入札室

8. 見積りの無効

(1) 本公告に示した見積り合わせに参加するために必要な資格のない者の見積書は無効とする。

(2) 参加申込みに必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。

- (3) 見積り合わせ参加説明書の指示事項を遵守していない見積書は無効とする。
なお、無効な見積書を提出していた者を委託業者(契約相手方)としていた場合は見積り合わせ成立の決定を取消す。

9. 委託業者の決定等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。
なお、同額の見積価格があった場合は、直ちに当該見積者にくじを引かせ決定するものとする。見積者が直接くじを引くことができないときは、見積り合わせ執行事務に関係のない職員が「くじ」を引き決定するものとする。

10. 契約書等の作成等

「鑑定評価委託契約書」を締結するものとする。

11. 契約保証金

免除する。

12. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限る。
- (2) 参加に要した費用は参加者の負担とし、提出のあった書類は一切返却しない。
- (3) 具体的な手続きは、見積り合わせ参加説明書による。
- (4) その他不明な点については、大隅河川国道事務所に照会すること。